

防災行政無線戸別受信機について

戸別受信機の設置について

では、町民の方々が居住するお宅には、町において、1世帯につき1台を無償で貸与のうえ、設置していくことになります。

応急仮設住宅などから、新築家屋などに転居された世帯には、その家屋に、町が取扱業者に発注のうえで、戸別受信機を設置します。転居に伴う設置の際には、戸別受信機内部に記録されている「所属行政区」などの情報を変更する必要がありますので、自ら取り外しや移設することなく、危機管理課へご連絡願います。

なお、戸別受信機の設置に際し、電波の受信状況が不安定な場合、屋外にアンテナを取り付ける必要があります。この場合、ビス留めによる屋外へのアンテナ取り付けに加え、壁面に穴を開けるなどしたうえで、同軸ケーブルの引き込みなどを実行させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

また、戸別受信機本体は、居間などの壁面に専用金具をビス留めしたうえでの設置が基本となります。戸

ご家庭や事業所などに設置の戸別受信機は、定期的な電池交換が必要です。電池が消耗すると受信機本体の乾電池ランプが点滅します。電池を入れなかつたり、電池が完全に消耗したままの状態で使用したりすると、放送終了後などに警告音（高い「ブー」音）が鳴ります。受信機には「年1回は交換が必要」との表示がされていますが、これは、停電などが全くなかつた場合の最低限の目安として示されているものです。停電があつた場合には短期間で消耗しますので、ご注意ください。乾電池の液漏れによる機械の故障防止、非常時における確実な受信のためにも、定期的な電池交換をお願いしま



問い合わせ
危機管理課危機管理係 ☎ 46-1376

受信機本体の「録音」ランプの点滅について

緊急時などの一斉放送を受信した場合は、その放送が自動的に録音され、「録音」ランプが点滅します。録音ランプの点滅は、「再生」ボタンを数回、十数回程度、連続して（ボタン押下音が変わるまで）押していくことで消灯します。

受信機本体の「録音」ランプの点滅について

派遣職員

平成28年9月30日付帰任
（ ）は前職

▼宮崎県串間市＝中野佑樹（町民税務課主査）▼宮崎県綾町＝松原航生（復興事業推進課主事）

平成28年10月1日付赴任
（ ）は派遣元

▼町民税務課主査＝末川洋平（宮崎県えびの市）▼復興事業推進課主査＝吉玉賢司（宮崎県門川町）

新規採用

平成28年8月1日付
（ ）は前職

▼南三陸病院看護部病棟勤務室看護師＝芳賀恵▼同准看護師＝佐藤優衣
平成28年10月1日付

▼志津川保育所保育士＝小林圭子

異 動

平成28年10月1日付
（ ）は前職

▼地域生活課上席主幹兼総務係長兼地域復興係長兼町民福祉課上席主幹＝氏家浩文（地域生活課上席主幹兼総務係長兼地域復興係長）▼地域生活課主事兼町民福祉課主事＝及川美貴（地域生活課主事）

国(日赤等義援金受付団体分)、**県**(災害対策本部)及び**町**(災害対策本部)の 義援金配分について

7月29日(金)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)第8次配分基準及び県(災害対策本部)第7次配分基準が決定されました。町の配分については見送らせていただきます。

今回の配分基準は次のとおりで、10月末に指定された口座へ振り込んでおりますので、対象となる方はご指定の口座をご確認願います。

支 給 対 象		国（義援金受付団体）分		県（災害対策本部）分	
		今 回 の 配 分 額	第 1 ~ 第 8 次 配 分 の 合 計 額	今 回 の 配 分 額	第 1 ~ 第 7 次 配 分 の 合 計 額
人 的 被 害 (1人当たり)	死 亡 ・ 行 方 不 明	5,000円	104.5万円	5,000円	16.5万円
	災 害 障 害 見 舞 金	5,000円	14.5万円	5,000円	11.5万円
住 家 被 害 (1世帯当たり)	全 壊	10,000円	97万円	—	15万円
	大 規 模 半 壊	5,000円	73.5万円	—	10万円
	半 壊	—	49万円	—	5万円
津 波 浸 水 区 域 に お け る 住 家 被 害 (1世帯当たり) ※上記「住家被害」 に 加 算	全 壊	4,000円	34.4万円	1,000円	5.1万円
	大 規 模 半 壊	2,000円	20.2万円	1,000円	4.1万円
	半 壊	—	12万円	—	3万円
	仮 設 住 宅 未 利 用 世 帯	—	10万円	—	—
震 災 孤 児 (1人当たり)	—	—	—	—	50万円
母 子 ・ 父 子 世 帯 (1世帯当たり)	—	15万円	—	—	21万円
高 齢 者 施 設 ・ 障 害 者 施 設 入 所 者 等 (1人当たり)	—	15万円	—	—	11万円

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

※対象となる方で、指定口座名義人の死亡または婚姻による氏名の変更等により、指定義援金振込口座の変更手続きが必要な方につきましては、下記まで問い合わせ願います。

問い合わせ 保健福補課被災者支援係 ☎29-6451

「社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険控除の対象となります。平成28年1月1日から12月31日に納付した保険料が対象です。

社会保険料の控除を受けるためには、納付したこと
を証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「**社会保障料（国民年金保険料）控除証明書**」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または保険料を納めたことの確認ができる書類等）の添付が必要になります。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に
今年はじめて国民年金保険料を納付された方について

は 翌年の2月上旬に送付されます

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤル（☎0570-003-004）に問い合わせください。

国民年金一般については下記に開いたわせください。

〈今月の年金相談会〉

◆日時 11月9日(水)

午前10時から午後3時30分まで
△相談役場 1階相談室

◇場所 役場・階相談室

※右巻年金事務所へ事前予約が必要になります。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373